

## パブリックコメントの応募結果と対応について(案)

※印の意見について報告書案の下線部分に反映させている。

番号	章番	意見	対応案
1	1 1	防犯カメラの効果  イギリスでは防犯カメラの設置した区域は、犯罪が減ったが、設置されていない場所は増えている。全体として犯罪抑止の効果があるとは思えない	ご指摘のとおり、効果の評価については様々な報告があることは承知していますが、県の調査結果では設置者の多くは効果があると回答されています
2		防犯カメラの効果については、客観的に検討されるべきである。アンケートは、防犯カメラの有効性の科学的根拠となりえない。イギリスのデータでは駐車場の防犯カメラ以外の効果は確認されていない	ご指摘のとおり、効果の評価については様々な報告があることは承知していますが、県の調査結果では設置者の多くは効果があると回答されています
3	(1) 指針の目的	県による指針策定は、あくまでも防犯カメラの適正運用を促すことにあります。最終目的としてはカメラの設置効果に価値を置かれ、県行政としては設置を促進というスタンスに立たれていますので、今後何らかの形で具体的な推進事業につながるものと理解してよろしいですか。	適正な運用を促すため、指針の普及に努めることが重要です
4		指針の対象となる施設・店舗について具体的に示す必要がある	不特定多数の人が利用する施設を全て列挙することは困難ですが、詳しく記載します。 ※
5	(2) 防犯カメラの定義	公共的な場所や店舗等を対象にしているが、個人的生活空間に生じた犯罪に軽重をつけるのはおかしい。個人的なカメラの設置者の目的は全ての事故防止や防災、犯罪防止を併せ持っている。	不特定多数の施設においてプライバシーに配慮した防犯カメラの設置運用を図ることを目的とした指針です。私的空間での個人の領域を撮影対象とするカメラを本指針の対象とはしていません
6		公共的な場所の範囲として、道路、公園、商店街、連絡道路のほかに、公共施設の会議室や研修室などでもカメラを見かけることがあります。指針の対象となりますか。	不特定多数の人が利用する場所に設置された防犯カメラであれば対象になります。
7		単なる録画装置のない監視カメラについてのガイドラインも必要である。監視者の特定、監視内容、監視者の法令・ガイドライン遵守義務を定めるべきである。	画像を記録として残さない場合は、画像の記録がないため画像の漏洩や画像の目的外利用の懼れがないことから対象としていません。
8		プライバシーを重視している間は犯罪は減少しない。中途半端な考え方には徹底の邪魔になる。	県が実施した県民意識調査では、防犯カメラを設置すべきであると回答した方の半数がプライバシーの保護などその運用に配慮するよう求めています。
9	(3) 設置者の責務	「県民」という範囲を限定する定義は不要かと思います。	この「県民」には、観光に訪れた外国の方や他県の方も含まれると考えていますが、誤解を避けるため「県民等」に改めます。 ※
10		設置計画、設置工事、設置後の保守管理、まで有資格者を関与させる	設置者の責務として、適正な管理が行われるよう研修等を通じて関係職員に対し要領の内容の徹底等を図るよう定めています。資格者については参考にさせていただきます
11	ア 設置の目的	最大限の防犯・治安・公安目的のためのカメラ設置ではなく、不可欠・最小限の防犯目的であるべき	この指針は、万引き・器物損壊や街頭犯罪など身近な犯罪の防止を目的とした防犯カメラを対象とするものと考えます。
12	イ 管理体制	管理責任者又は操作責任者は、有資格者を指定する	設置者の責務として、適正な管理が行われるよう研修等を通じて関係職員に対し要領の内容の徹底等を図るよう定めています。資格者については参考にさせていただきます
13	ウ 設置の場所等	規制が多すぎる。	カメラはむやみに設置すればよいというものではなく防犯効果を高めつつ、プライバシーに配慮した防犯カメラの設置運用が必要と考えます。
14		考え方は理解できるが、線引きが難しい課題であるため、漠然としていてイメージが湧きにくい	参考例の4別紙配置図の例を作成しわかりやすくします。 ※
15	エ 設置の表示	必要ない。特に防犯カメラの撮影区域の表示なんてもってのほか。	撮影区域に立ち入ろうとする人に防犯カメラを設置していることを周知するとともに、犯行を企図する者を抑止するために表示する必要があると考えます

## パブリックコメントの応募結果と対応について(案)

※印の意見について報告書案の下線部分に反映させている。

番号	章番	意見	対応案
16	オ	個人情報を護りすぎている。カメラの設置者はその覚悟をしていなければならない。	画像は個人情報になりますので、設置者は画像情報の取扱を適正に行うことが必要と考えます
17		情報が知らない間に広がり政府に監視され表現の自由が妨げられる	情報が漏洩するがないように、設置者が厳正な情報管理をすることが重要であると考えます
18	キ	記録媒体の処分 处分は一人で行わず立会人のもとで実施する旨の記述を盛り込んではどうか	ご指摘のとおり盛り込むこといたします ※
19	ク	画像を提供した後の、提供先の取り扱いに対する担保がないのが問題だと思います。	提供先を限定していますが、画像を提供するときは提供先等を記録することを盛り込むこととします。 ※
20		捜査機関から犯罪捜査のための情報提供を求められる場合においても、その提供は慎重でなければならない。当該場所において犯罪が起った場合における情報提供ははともかく他の場所で起った犯罪捜査のための提供は、令状がなければ許されない	身分証明書等の確認を行うとともに管理者等が提供の必要性を検討した上で行うことを盛り込みます。 ※
21	ケ	苦情の対応内容を明確にすることのほか、第3者の苦情処理機関を定め苦情申し立ての権利があることを明示すべきである	苦情内容は、施設の性格により多岐に亘りその対応も多様であることが考えられますので設置者は迅速かつ適切に対応することとしました。指針に第3者の苦情処理機関の規定を設けることはなじまないと考えます。なお、県の個人情報保護条例により、事業者が行う個人情報の取扱についての苦情相談は県でも応じます。 ※
22		難しいとは思うが、防犯か県民か、どちらにも納得とはいえない。	県民の不安感を解消するため誠実な対応が必要と考えます
23		苦情への対応という表現はいかがなものかと思う。内容も含めて再考の必要がある	内容は、福岡県個人情報保護条例にならい、それを平易な表現にしています
24	その他	「犯罪防止」、「事故防止」の「犯罪」、「事故」を法律条項による明示と特定化をなすべきではないか	犯罪や事故の特定は困難ですので一般的な表記に止めています
25		今後どのように周知・徹底するのか実効性の確保にむけた取組が不可欠である	啓発の取組等に努めます
26		憲法上の原則(個人情報保護・プライバシー保護)に基づく具体的な法律上の根拠をもったガイドラインであるべきだ	設置を抑制するものとなるよう規制的な内容ではなく、プライバシーの保護との調和を図る指針としました。
27		防犯カメラの設置については大いに賛成	プライバシーの保護との調和を図ったうえで設置の促進をすることが重要と考えます
28		適切な期間においてビデオ監視の必要性や方法の適切性などの検討を加え廃止を含めて判断する規定を設ける	防犯カメラの設置及び廃止は設置目的や防犯効果に基づき設置者が判断するものと考えます。したがって、指針に規定する必要はないと考えます。
29		防犯カメラの設置は促進されるべきではない。同意なしに警察に提出することを前提に容貌等を取得する行為自体が、プライバシーの侵害だ。厳格な要件を付すべきである。	県の事業所調査や県民意識調査では防犯カメラは効果があると多くの方が回答されています。したがって、設置の促進とプライバシーの保護との調和を図ることが重要と考えます。
30		防犯カメラが犯罪、人権侵害にならないよう努めることが設置者の義務であることを周知・徹底することが肝要	設置者の責務として、適正な管理が行われるよう研修等を通じて関係職員に対し要領の内容の徹底等を図るよう定めています。周知については積極的に努めます。
31		小学生や中学生を守るために各学校の関係者と協議して防犯カメラを各学校に設置し、学校に不法侵入するものをいち早く防止し事件事故防止の一端になればよい	プライバシーの保護との調和を図ったうえで設置の促進をすることが重要と考えます